

判例研究

継続的な金銭消費貸借取引における 債務者からの貸金業者に対する 消滅時効の援用と信義則

- ①事件－東京地裁平成17年4月6日判決⁽¹⁾
(平成16年(レ)第414号貸金請求控訴事件、控訴棄却)
- ②事件－東京地裁平成23年7月23日判決⁽²⁾
(平成22年(レ)第2182号貸金請求控訴事件、控訴棄却)
- ③事件－東京地裁平成25年6月10日判決⁽³⁾
(平成25年(レ)第116号貸金請求控訴事件、原判決取消、自判、確定)

石 松 勉*

一 はじめに

筆者は以前に、「権利濫用・信義則の機能論⁽⁴⁾」と題する小論において、権利濫用および信義則の果たす機能をこれまでの判例・学説の理論状況を概観することによって明らかにし、また、これまでの傾向や今後の進むべき方向について簡単な展望も試みたことがある。そこでは、特に機能類型論を中心とした権利濫用論、信義則論が維持され展開されていることを確認すると

*福岡大学法科大学院教授

⁽¹⁾ LLI/DB 判例秘書 L06031483。

⁽²⁾ LLI/DB 判例秘書 L06630389。

⁽³⁾ 判例タイムズ1415号298頁。

⁽⁴⁾ 平井一雄＝清水元編『日本民法学史・続編』（信人社、2015年）1頁以下。

ともに、その一方で、このような機能類型論の手法では、信義則違反・権利濫用の適用の限界を探るとしても、これまでの適用事例の再配列としての意味合いが強く、予測可能性の点では必ずしも充分とはいえない面があることもまた確認できた。このことは、権利濫用や信義則といった一般条項の分析手法としての類型論が一定の成果を上げていると同時に、その限界をあわせて有していることを示しているともいうことができよう⁽⁵⁾。

さて、信義則違反・権利濫用の問題局面の一つとして、消滅時効の援用が信義則に反し権利の濫用にあたるとして許されないかどうかが問題となっている事例がある。この点が問題となった裁判例⁽⁶⁾は、比較的早い段階から見られたが、とりわけ最判昭和51年5月25日民集30巻4号554頁以降、多数の裁判例が登場、集積し、それに対する優れた判例研究・判例評釈類、またそれらを契機とした優れた論稿も数多く登場したこともあって、現在では、判

⁽⁵⁾ この点に関連して、類型的分析手法の限界を感じさせられる場面の一つとして、民法94条2項の類推適用論における学説の類型的考察の下での、最判平成18年2月23日民集60巻2号546頁の整合的理解の場面を挙げるのが許されるのではなかろうか。真の権利者による虚偽の外観作出に関する意思的関与と第三者の要保護性という類推適用が認められるための要件の二本柱と考えられていたうちの前者の要件が、この最判平成18年の登場により、実は真の権利者が自己の権利を失っても致し方のないほどの帰責性の表象の一つにすぎなかったのではないかと解し得る余地が出てきたからである。

⁽⁶⁾ なお、最判昭和41年4月20日民集20巻4号702頁のように、債務者が消滅時効完成後に債務を承認したのち時効期間の経過を知り消滅時効を援用した場合にそれが信義則に反し許されないかどうか問題となる事例群については、本稿の検討対象から外した。

⁽⁷⁾ 中井美雄「消滅時効の援用と信義則違反」手形研究319号（1981年）57頁以下（なお、同「消滅時効の援用と信義則違反」手形研究475号（1993年）102頁以下も参照）、山崎敏彦「消滅時効の援用と信義則・権利の濫用」判例タイムズ514号（1984年）146頁以下、半田吉信「消滅時効の援用と信義則」ジュリスト872号（1986年）79頁以下、志田洋「時効の援用と信義則」山口和男編『現代民事裁判の課題⑦損害賠償』（新日本法規、1989年）676頁以下、松本克美「時効規範と安全配慮義務—時効論の新たな胎動—」神奈川法学25巻2号（1989年）1頁以下（同『時効と正義』（日本評論社、2002年）に所収）、石松勉「消滅時効の援用と信義則に関する一考察」福岡大学大学院論集22巻1号（1990年）60頁以下、宮本健蔵「消滅時効の援用制限と信義則」下森定＝須永醇監修『民法総則重要論点研究』（酒井書店、1991年）162頁以下、吉本吉

断要素（考慮事情）の洗い出しやそれに基づいて構築された判断枠組みの類型化、精緻化が進み、消滅時効の援用と信義則をめぐる問題はかなりの理論的進展を見せていると見てよいであろう⁽⁷⁾。しかしその一方で、このような類型化は、先にも指摘したとおり、実は信義則・権利濫用の今後の適用予測やその限界を探る際のこれまでの適用事例の再配列を試みたものにすぎない面を有し、消滅時効の援用の場面で真に信義則や権利濫用といった一般条項の適用を許す理論的根拠は一体何なのかについては、なお充分には解明されていない状況にあるように思われる。

ところで、継続的な金銭消費貸借取引をおこなう貸金業者（貸主）と債務者（借主）との間で生起するさまざまな法律問題について検討、判断する裁判例が、特に平成年間に入って多数登場している⁽⁸⁾ことは、周知のとおりで

雄「消滅時効（２）－時効の援用と信義則」篠田省二編『裁判実務大系 第15巻 不法行為訴訟（１）』（青林書院、1991年）508頁以下、渡辺博之「時効の援用と信義則・権利の濫用（上）、（下）」判例評論407号2頁以下〔判例時報1436号〕、同408号2頁以下〔判例時報1439号〕（いずれも、1993年）、松久三四彦「時効の援用と信義則ないし権利濫用－時効完成前の事情による場合－」藤岡康宏先生古稀記念論文集『民法学における古典と革新』（成文堂、2013年）69頁以下、香川崇「わが国裁判例にみる消滅時効の援用と信義則」富大経済論集58巻2・3合併号（2013年）35頁以下、七戸克彦「時効援用と信義則違反・濫用法理の問題性」内池慶四郎先生追悼論文集『私権の創設とその展開』（慶應義塾大学出版会、2013年）327頁以下などがある。

しかし、学説のなかには、信義則違反・権利濫用の適用判例に必ずしも好意的でないものもあり、別の法律構成（起算点の柔軟な解釈、中断・停止の認定等）による事案処理を主張され、あるいは類型化を志向されないものもある。

なお、遠藤浩＝水本浩＝北川善太郎＝伊藤滋夫編『民法注解 財産法 第1巻 民法総則』（青林書院、1989年）46～47頁〔山本敬三執筆〕、85～86頁〔潮見佳男執筆〕、林良平編『注解判例民法 民法総則』（青林書院、1994年）33～34頁〔安永正昭執筆〕、谷口知平＝石田喜久夫編『新版注釈民法（１）総則（１）〔改訂版〕』（有斐閣、2002年）101～102頁、201～204頁〔安永正昭執筆〕にも詳細な分析がある。さらに、本文でも述べたとおり、各裁判例に対する判例評釈・判例研究にもこの問題について詳細な分析をおこなっているものが数多く存在する。

⁽⁸⁾ 目についた最高裁判例だけでも、①利息制限法の制限超過利息と貸金業法43条1項の適用に関する、最判平成18年1月13日民集60巻1号1頁、②債務者が利息制限法所定の制限を超える約定利息の支払を遅滞したときには当然に期限の利益喪失特約の効力が生ずるかどうかが問題となった、最判平成18年1月19日判例時報1926号23頁、判例タイムズ1205号105頁、金融法務

事情1778号109頁、金融・商事判例1243号28頁、裁判集民事219号31頁、裁判所時報1404号1頁や最判平成18年1月24日民集60巻1号319頁、③貸金業者が民法704条にいう「悪意の受益者」にあたるかどうかに関する、最判平成19年7月13日民集61巻5号1980頁、最判平成19年7月17日判例時報1984号33頁、判例タイムズ1252号118頁、金融法務事情182393頁、金融・商事判例1272号37頁、同1279号37頁、裁判集民事225号201頁、裁判所時報1440号6頁や最判平成21年7月10日民集63巻6号1170頁、最判平成21年11月9日民集63巻9号1987頁など、④過払金返還請求権の消滅時効の起算点に関する、最判平成21年1月22日民集63巻1号247頁、最判平成21年3月3日判例時報2048号9頁、判例タイムズ1301号116頁、金融法務事情1875号67頁、金融・商事判例1332号25頁、裁判集民事230号167頁、裁判所時報1479号1頁、最判平成21年7月17日判例時報2048号14頁、判例タイムズ1301号122頁、金融法務事情1875号74頁、金融・商事判例1332号43頁など、⑤貸金業者による期限の利益の再度の付与に関する、最判平成21年4月14日判例時報2047号118頁、判例タイムズ1300号99頁、金融法務事情1875号61頁、金融・商事判例1319号20頁、同1325号42頁、裁判集民事230号353頁、裁判所時報1481号4頁、⑥更生債権たる過払金返還請求権についての失権の主張が信義則違反・権利の濫用にあたるかどうかに関する、最判平成21年12月4日判例時報2077号40頁、判例タイムズ1323号92頁、金融法務事情1906号68頁、金融・商事判例1333号26頁、同1349号28頁、裁判集民事232号529頁、裁判所時報1497号2頁、最判平成22年6月4日判例時報2088号83頁、判例タイムズ1330号85頁、金融法務事情1906号64頁、金融・商事判例1352号14頁、裁判集民事234号111頁、裁判所時報1509号4頁、⑦継続的金銭消費貸借取引において過払金が発生している時点で新たな借入をおこなった場合における利息制限法1条1項所定の「元本」の意義が問題となった、最判平成22年4月20日民集64巻3号921頁、最判平成25年7月18日判例時報2201号48頁、金融法務事情1989号130頁、裁判集民事244号55頁、裁判所時報1584号1頁、⑧貸金業者が債務者（借主）と他の貸金業者（貸主）の間でおこなわれた継続的な金銭消費貸借取引に係る債権を承継したことに債務の引受けも含まれるかどうかに関する、最判平成23年9月30日判例時報2131号57頁、判例タイムズ1357号76頁、金融・商事判例1381号22頁、⑨貸金業者が貸金債権を一括して他の貸金業者に譲渡する旨の合意がされた場合における過払金返還債務の承継の問題を扱った、最判平成24年6月29日判例時報2160号20頁、判例タイムズ1378号86頁、金融法務事情1958号84頁、金融・商事判例1400号33頁、裁判集民事241号1頁、裁判所時報1558号1頁、⑩過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引において過払金自体に発生した法定利息の充当方法に関する、最判平成25年4月11日判例時報2195号16頁、判例タイムズ1397号61頁、金融法務事情1986号120頁、金融・商事判例1426号26頁、裁判集民事243号303頁、裁判所時報1577号8頁、⑪元利均等分割返済方式の金銭消費貸借取引において約定分割返済額を超える額の支払がおこなわれた場合の充当方法に関する、最判平成26年7月24日判例時報2241号63頁、判例タイムズ1408号57頁、金融法務事情2009号120頁、裁判集民事247号113頁、裁判所時報1608号12頁、⑫過払金が発生している継続的な金銭消費貸借取引の当事者間で成立した調停に含まれる残債務の存在確認条項やいわゆる清算条項が公序良俗に反するかどうか問題となった、最判平成27年9月15日判例時報2281号98頁、判例タイムズ1418号96頁、裁判集民事250号47頁、裁判所時報1636号1頁

あるが、この場面においても信義則や権利濫用、正義・公平（衡平）の理念、公序良俗や条理といった一般条項や一般原則が活用され、具体的事案の妥当な解決を図ろうとするものが数多く見受けられた。しかし、継続的な金銭消費貸借取引における貸金業者と債務者（借主）との間では、もともと、必ずしも対等な契約当事者としての属性がともすれば見出しにくい状況になり得るとも考えられ、それが貸金業者と債務者（借主）との間で生起するさまざまな問題を解決する際に何らかの影響を与えているのではないかと、そして、もし影響を与えているとすればその影響度はどの程度のものなのかが問題となり得よう。

そこで、本研究では、最近登場し始めている、継続的な金銭消費貸借取引に係る貸金債権について債務者（借主）が貸金業者に対して消滅時効を援用することが信義則上許されないかどうかをめぐって問題となった裁判例を取り上げ、上記の根本問題について若干の考察を試みてみたいと思う。これが本研究の目的である。

しかし、もちろん現時点では、この問題については肯定例と否定例が少数存在しているにすぎない。したがって、検討対象のサンプルとしての意義は必ずしも大きくないかもしれない。しかし、これらの裁判例の検討を通して、判断の決め手となった判断要素（考慮事情）や判断枠組みなりとも確認でき、そしてさらに、継続的な金銭消費貸借取引の局面で固有の傾向なり特徴なりがあるとすれば、この場面ではなぜそのような固有の傾向なり特徴なりが現
など、多岐にわたる。

そのうち、筆者は、貸金業者による期限の利益喪失特約の主張が信義則違反になるかどうかの問題や過払金返還請求における消滅時効をめぐる問題について、関連裁判例の検討を試みたことがある。石松勉「『判例研究』過払金返還請求権の消滅時効の起算点について」福岡大学法学論叢54巻1号（2009年）125頁以下、同「『判例研究』貸金業者による期限の利益喪失特約の主張と信義則」福岡大学法学論叢55巻1号（2010年）121頁以下、同「過払金返還請求における消滅時効をめぐる若干の問題—近時の裁判例を素材として—」清水元＝橋本恭宏＝山田創一編『財産法の新動向（平井一雄先生喜寿記念）』（信山社、2012年）673頁以下参照。

出するのか、また、この場面における法律関係の本質とは一体何なのかを信義則違反・権利濫用の側面から若干なりとも確認できればと考えている。

それではさっそく、三つの裁判例の概要から見ていくことにしよう。

二 事実の概要と判旨

〔①事件〕

【事実の概要】 1 XとYとの間で、平成8年1月22日、次のような内容のカードローン契約（以下「本件消費貸借契約」という。）が締結された。

ア Xは、Yに対し、貸付限度額の範囲内で、繰り返し金銭を貸し付けることができる。

イ 貸付限度額 30万円

ウ 利息 年29.2%

エ 遅延損害金 年36.5%

オ 返済方法・弁済期日については、貸付後初めての弁済金は利息額、以降の弁済金は貸付金の4.21%の金額を最低弁済金とし、同額以上の金額を元利均等払い方式により、毎月3日までに支払う。追加融資の場合も同様とする（なお、平成8年10月7日、X・Y間で弁済期を毎月10日までと変更する合意がなされている。）。

カ Yが毎月の返済を一回でも怠った場合、当然に期限の利益を喪失する。

2 Xは、Yに対して、平成8年1月22日に20万円、同年1月31日に二回にわたり各10万円の、合計40万円を貸し付けた（以下では、この貸付に基づく債務を「本件債務」という。）。

3 Yは、同年10月28日までに、合計26万2000円を弁済し、同年11月11日時点において、残元金は16万0994円、未払利息は4196円であった。

4 Yは、平成8年11月11日、約定の元利金の返済を怠り、同日の経過により期限の利益を喪失した。

5 Y代理人は、平成8年12月5日、Xに対し、債務整理開始通知と題する書面を送付した。この書面には、Y代理人がYから依頼されて債務整理の任にあたることとなったことのほかに、「正確な負債状況を把握するため、同封の債権調査票に所定事項を記入のうえ当職あて御返送下さい。」「なお、本通知により、時効中断事由としての債務承認をするものではありません。」などと記載されていた。

6 これを受けて、Xは、Y代理人に対し、遅くとも平成9年10月17日ころまでに、Yの取引履歴を開示し、残債務額が37万8970円であると回答した。

7 また、Xは、平成9年10月17日ころ、Y代理人に対し整理方針の確認をしたところ、Y代理人は、破産申立て予定であるが申立て日は未定であると回答した。

8 しかし、Y代理人は、その後、破産の申立ても任意整理も過払金返還請求もしなかった。

9 そこで、Xは、Yに対して、本件消費貸借契約に基づき、残元金16万0994円、未払利息4196円、確定遅延損害金1125円の合計16万6315円ほか遅延損害金の支払を求めて訴えを提起した。

10 その際、Yは、本件債務については平成8年11月11日に期限の利益を喪失しているところ、平成13年11月11日の経過をもって5年の商事消滅時効が完成しているとして、平成15年10月22日に本件債務につき商事消滅時効を援用する旨の意思表示をおこなった。

11 これに対して、Xは、(1)Y代理人（弁護士）による債務整理開始通知による時効中断、(2)Y代理人による整理方針確認書による時効中断、(3)Y代理人との和解交渉による時効中断などを抗弁として主張したほか、さらに、Xは、(4)貸金業者は貸金業法規制等により、弁護士が介入した場合、正当な理由なく債務者に支払請求をすることができないところ、Y代理人は、Xに対し、債務整理開始通知の後、破産申立て予定であると回答し、これによっ

てXは訴えの提起が不可能となったとして、弁護士が破産申立て手続を長年おこなわず、時効期間経過後に消滅時効を援用することは、信義則違反または権利の濫用であると主張して抗争した。原審ではX敗訴。X控訴。

【判旨】本判決は、上記(1)、(2)については、いずれも債務の承認にはあたらないと判断し、(3)については、債務の存在を前提とした和解の提案は認められないとして退け、(4)については、「Y代理人は、Xに対し、時効期間経過前の平成13年9月26日に、時効期間経過後は時効を援用する予定であると述べた上、訴訟を起こされることに異存はないと告げていたのであり、Xによる訴訟提起についての障害は何ら認められないから、本件債務についての消滅時効の援用が信義則に反しあるいは権利の濫用であるとは認められない」(下線筆者)と判示して、貸金業者による貸金請求を棄却した原判決を維持し、Xの控訴を棄却。

〔②事件〕

【事実の概要】1 本件は、訴外A株式会社(以下「A会社」という。)を貸主、Yを借主とする金銭消費貸借契約が締結されていたところ、XがA会社を吸収合併してその権利を承継したとして、Yに対し、上記金銭消費貸借契約に基づき貸金の返済を求める事案である。

2 Xは、貸金業者である(なお、平成15年1月1日、B'株式会社はB株式会社に商号変更し、同月6日、B株式会社が貸金業者であったA会社を吸収合併し、平成20年11月28日、B株式会社は合同会社へと組織変更したという経緯があるが、以下では、商号変更、吸収合併および組織変更の前後を問わず、「X」という。)

3 Xは、Yとの間で、平成13年5月25日、次のような内容の継続的金銭消費貸借契約を締結した。

ア 利息および遅延損害金 　　いずれも年29.20%

イ 返済日 毎月3日

ウ 返済方式 元利定額残高スライドリボルビング方式

エ 返済金額 返済期日の10日前の借入残高8万1000円以下の場合の返済金額は3000円とする。更に借入残高が2万7000円増す範囲ごとに返済金額に1000円を追加して返済する。

オ 期限の利益喪失 Yは、返済を一日でも怠ったときは当然に期限の利益を失い、残債務全額をただちに支払う。

4 XとYは、平成13年5月25日から平成14年9月2日までに、継続的な金銭消費貸借取引をおこなった。

5 C弁護士は、Yの代理人として、同年9月8日付で、Xに対し、「当職は、第二東京弁護士会の弁護士ですが、この度貴社から借入をしている上記債務者の依頼により、同人の負債の整理について受任することになりましたので、ご通知申し上げます。つきましては、貴社から直接債務者本人や保証人にご請求その他の行為がありますと、貸金業の規制等に関する法律21条を違反するおそれがありますので、今後本件に関するご連絡等は当職宛てになされるようお願いいたします。なお、債務者の負債状況を早急に把握したいと考えていますので、同封の債権調査票に所定事項を記入の上、平成14年10月8日までに」返送するよう記載した通知書（以下「本件債務整理受任通知」という。）を送付した。

6 Yは、同年10月3日の返済を怠り、期限の利益を喪失した。

7 C弁護士は、同年12月25日、Xに対し、電話で、「債権額確定したが、本人の申告から10万位しか減っていない。おそらく破産方針でしょう。今日で業務終了。年明けにはきちんと連絡します。」等と述べた。

8 また、C弁護士は、平成15年4月9日、Xに対し、電話で、「債権調査が1社まだ。負債6件。方向性決定はその後。」等と述べた。

9 C弁護士は、Yの代理人として、平成19年10月22日付けで、Xに対し、

「通知人と貴社とは少なくとも5年以上取引はなく、貴社の主張される債権については本通知書をもって消滅時効の援用の意思表示をさせていただきます。従いまして、通知人は消滅時効の完成により貴社に対して何らの債務を負担するものではなく、今後、貴社から通知人及びその家族関係者に対しての取り立て行為等一切の連絡をしないようお願いいたします。」等と記載された通知書（以下「本件消滅時効援用通知」という。）を送付し、YのXに対する貸金債務について消滅時効を援用する旨の意思表示をおこなった（本件消滅時効援用通知は、同月24日、Xに到達）。

10 しかし、Xは、Yによる消滅時効の援用は信義則違反または権利濫用にあたるとして許されないと主張して、本件金銭消費貸借契約に基づき貸金の返済を求める訴えを提起した。原審は、Yによる消滅時効の援用の主張を排斥し、Xによる貸金請求を認容。Y控訴。

【判旨】 本判決は、消滅時効の援用が信義則に違反し権利の濫用として許されないかどうかの点について以下のように判示して、貸金業者Xによる貸金請求を認容した原判決を相当としてYの控訴を棄却した。

「1 消滅時効の援用は、債務者側が、債権者の権利行使その他の時効中断行為を妨げた等、債務者側に帰責事由があり、債権者が時効中断の措置を講じなかったことを理由に、債務者に消滅時効の援用を認めることが、社会的相当性を欠き、一般的に許容し難いと解されるような特段の事情がある場合には、信義則に違反し、権利の濫用として許されないと解すべきである（福岡高裁平成21年3月9日判決・訟務月報56巻4号1349頁参照）。

2（1）貸金業法21条1項は、『貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たって、人を威迫し又は次の各号に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動により、その者を困惑させてはならない。』（同項柱書）と

して、同項6号において、『債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があった場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。』を禁じていた。

このように、取立規制において、弁護士等が債務整理を受任し、これを貸金業者に通知しても、貸金業者は、直接債務者に対して弁済を要求し、これを更に行わないよう求められるまでは、弁済を要求することが完全に禁止されていたわけではなかった。

（2）また、貸金債権の消滅時効期間が間近に迫っており、貸金業者が弁護士等との連絡が十分おこなえない場合等には、時効を中断するため、債務者に対し、訴訟提起をすることにつき『正当な理由』（同号）が認められることは明らかである。

本件では、Xは、平成15年4月9日以降、C弁護士に対し、債務整理進捗状況確認書をファックスで送ったが、回答がされなかったのであり、遅くとも時効期間が満了する平成19年10月4日までには、貸金債権の時効を中断するため、Yに対し、訴訟提起をする『正当な理由』があったと認められる。

（3）よって、Xには、法律上、訴訟提起をする障害があったとはいえない。3（1）しかし、一般的に、弁護士が債務整理を受任した場合、円滑に債務整理を進めさせるため、貸金業者による債務者に対する直接の請求を控えることが妥当であることはいうまでもない。また、貸金業者は、前記裁判例や

通達の存在に加え、債務整理受任通知後の訴訟提起に対し、債務者又はその代理人弁護士から、取立規制に違反し不法行為が成立する等の主張がされる場合があること（当裁判所に顕著な事実）からして、弁護士による債務整理受任通知後は、訴訟提起を控えることが通常であると考えられる。

そして、本件においては、本件債務整理受任通知にYに対する『請求』が取立規制に違反する可能性がある旨の記載があったことからすると、Xとしては、C弁護士との連絡が困難となっても、Yに対する訴訟提起をすれば、その後にC弁護士から不法行為であると主張される可能性があるものと認識したとしても無理からぬ面があり、かかる状況においてXが訴訟提起を行うか否かについては難しい判断が必要であったと言わざるを得ない。なお、この点につき、Yは、貸金業者が債務者に直接接触した場合、取立てではなく請求だと言い逃れをされることを防ぐ目的で『請求』と『取り立て』の文言を使い分けたのであり、この点についてXは十分認識していたと主張するが、『請求』という文言が使われている以上、Xが上記可能性を考慮すること自体は否定できず、Yの主張は採用できない。

（2）他方、前記のとおり、C弁護士は、Xに対し、平成14年12月25日には、『今日で業務終了。年明けにはきちんと連絡します。』等と述べたにもかかわらず、平成15年4月24日まで連絡した形跡が見当たらない。また、同日、債権調査が終了した後に方針を決める旨述べたにもかかわらず、その後4年半以上もの間、Yの債務整理について何ら処理方針を伝えていない。かかる対応は、C弁護士による債務整理手続を期待していたXの信頼を大きく裏切るものというべきである。

また、本件消滅時効援用通知においては、本件債務整理受任通知と異なり『取り立て行為等一切の連絡』をしないよう求めており、『請求』と『取立て』の文言が使い分けられている。C弁護士は、弁護士としての職務上、『請求』とは訴えの提起を含む概念であること（民法147条1号、149条参照）を

認識していたはずであることからすると、本件債務整理受任通知により、Xからの訴訟提起が取立規制に違反する可能性を指摘し、これを防ぐ意図があったと推認できる。なお、Yは、前記のとおり、『請求』という文言を使ったのは、貸金業者が債務者に直接接触した場合、取立てではなく請求だと言いつれをされることを防ぐ目的であったにすぎないと主張するが、この目的を達成するのであれば、本件時効援用通知のように『取り立て行為等一切の連絡をしないようお願いいたします。』と記載すれば足りるのは明らかであり、Yの主張は採用できない。

(3) 以上の事実に加え、C弁護士は、他の債務者の債務整理を受任した際にも適時に債務整理を行わず消滅時効期間を経過させ（弁護士が債務整理を受任し、貸金債務の消滅時効期間である5年を経過しても債務整理が終了しないということは、通常の場合考え難い）、貸金債務の消滅時効を援用してこれを免れさせており、債務整理受任通知には、貸金業者に訴訟提起を事実上控えさせる効果があることを認識していたこと、及び本件では前記のとおり4年半以上もXの照会に対し回答しなかったにもかかわらず、平成19年10月4日に時効期間が満了した直後、同月22日付けで本件消滅時効援用通知を送付していることからすると、本件債務整理受任通知を送付した時点で、Xからの訴訟提起を妨げ、消滅時効によりYの貸金債務を免れさせる可能性が十分にあることを認識していたものと推認できる。

(4) 以上のとおり、Xは、本件債務整理受任通知により訴訟提起が事実上困難になったといえるところ、この原因の一つは、C弁護士が送付した本件債務整理受任通知の文言及びC弁護士による債務整理手続に期待したことにあるのだから、Y側に帰責事由が認められる。そして、C弁護士が、本件債務整理受任通知を送付し、取立規制を利用してXによる訴訟提起を牽制した上、債務整理手続による解決を期待させながら、Yによる消滅時効の援用を認めることは、社会的相当性を欠き、一般的に許容し難いと解されるような

特段の事情があるといえる。

よって、Yによる消滅時効の援用は、信義則に違反し、権利の濫用として許されず、これと同旨の原判決の判断は相当である」(下線筆者)と判示。

〔③事件〕

【事実の概要】 1 Yは、平成8年5月24日、Xとの間で、金銭消費貸借に係る包括的な基本契約(以下「本件基本契約」という。)を締結したうえ、平成15年3月13日から平成18年7月12日までの間、借入れと返済を繰り返した。本件基本契約には、Yが元利金の支払を一回でも怠ったとき、または、Yの信用状態が著しく悪化したときは、期限の利益を失うとの約定があった。

2 Yは、A司法書士(原審におけるYの訴訟代理人でもある。)に対し、債務整理を委任した。

3 A司法書士は、平成18年8月11日、Xに対し、Yから委任を受けて法的手続も含む債務整理の代理人となった旨の記載とともに、「つきましては、貸金業規制法及び金融庁事務ガイドラインに則り、本人及びその家族並びに勤務先等に対しては一切ご連絡なきようお願いいたします。また、以後債権者の方々との連絡は当職が行いますので、債務者等に対する架電・面会強要等は、ご遠慮下さるよう重ねてお願いいたします。」との記載がある本件受任通知書をファクシミリにより送信した。

4 Xは、平成20年10月20日、A司法書士に対し、債務整理の進捗状況を尋ねる「ご連絡のお願い」と題する書面を送付したが、A司法書士から回答はなかった。

5 A司法書士は、同年11月13日、Xに対し、Yにつき、民事再生手続開始の申立てをする予定であること、申立時期は未定であることが記載された書面をファクシミリにより送信した。

6 A司法書士は、平成21年5月12日、Xに対して電話をしたうえ、Yにつ

き民事再生手続開始の申立てをする予定に変更はないが、かなり時間を要する旨を告げた。

7 Xは、同年11月24日、A司法書士に対し、Yの債務整理の進捗状況を尋ねる「ご連絡のお願い」と題する書面を送付した。

8 Xが、平成22年1月20日、Yの債務整理の進捗状況の確認のためA司法書士に電話をしたところ、事務員から、A司法書士不在のため不明と言われたため、Xは、事務員に対し、Xから上記進捗状況の確認があった旨伝言するよう依頼した。しかし、その後、A司法書士から連絡はなかった。

9 Xが、同年2月5日、Yの債務整理の進捗状況の確認のためA司法書士に電話をしたところ、A司法書士は、民事再生手続開始の申立てをする予定で準備中である、申立費用の積立てが終了し、代理人を辞任する予定はない旨を回答した。

10 Xが、同年11月4日、Yの債務整理の進捗状況の確認のためA司法書士に電話をしたところ、A司法書士は、民事再生手続開始の申立てをする予定に変更はない、Yに2月に来所してもらってから手続が進んでいない旨を回答した。これに対し、Xは、A司法書士に対し、なるべく早く上記申立てをするよう依頼した。

11 Xは、平成23年2月25日、A司法書士に対し、Yの債務整理の進捗状況を尋ねる「ご連絡のお願い」と題する書面を送付したが、A司法書士から回答はなかった。

12 Xは、平成23年9月9日、A司法書士に対し、Yの債務整理の進捗状況の確認のため電話をしたところ、A司法書士が不在であったため、事務員に対し、折り返し電話をするよう依頼した。しかし、その後、A司法書士から連絡はなかった。

13 Xが、平成24年2月13日、Yの債務整理の進捗状況を確認するためA司法書士に電話をし、Yについて民事再生手続開始の申立費用の積立てが終了

していることの確認をしたところ、A司法書士は、そのとおりであると回答した。また、Xが、2年が経過しているが申立てはしないのか、申立ての準備が終了しているならば可能ではないかと問い質したところ、A司法書士は、何とも答えられない旨回答した。

14 そこで、Xは、平成24年4月7日に至って、本件基本契約に基づく貸金債権について、Yを被告とする貸金返還請求訴訟を提起した。

15 これに対して、Yは、Aを訴訟代理人として選任したうえ、同年5月16日の原審口頭弁論期日において、上記期限の利益喪失の日から5年以上が経過しているとして、Xに対し、本件貸金債権について消滅時効を援用する旨の意思表示をおこなった。

16 原審判決（東京簡裁平成25年1月9日判決）は、このYによる消滅時効の援用は信義則に反し権利の濫用にあたるとして許されないなどとして、Xの貸金請求を認容。そこで、Yが控訴。

【判旨】 本判決は、Yによる消滅時効の援用が信義則に反し権利の濫用にあたるとして許されないかどうかの点について、「弁護士又は司法書士が、債務者から債務整理を受任した場合においても、その後、採られる措置は不確定な要素を伴うことは否定し得ないのであるから、貸金業者が、自らの貸金債権の消滅時効を中断するために、債務者を被告として、訴えを提起することなどには、正当な理由があり、不法行為を構成しないと解される。これを本件についてみると、A司法書士が、Xに対し、本件受任通知書を送信した後、民事再生手続開始の申立てを含め債務整理がされないまま、時日が経過していたのであるから、Xが、本件貸金債権について、消滅時効を中断するために、Yを被告として、その弁済を求める訴えを提起したとしても、不法行為を構成することはなかったというべきである。そして、民事再生手続開始の申立てが予想される場合に訴えの提起を控えることが、貸金業者として通常の対応であり、Xもこれに沿った対応をしていたとしても、貸金債権の

消滅時効が完成する間際に至っても、訴えの提起を控えることが、貸金業者として通常の対応であったとまでは認め難い。その上、上記認定のとおり、Xは、平成23年2月25日に、A司法書士に対し、『ご連絡のお願い』と題する書面を送付した時から、本件貸金債権について消滅時効が完成した同年8月11日までの間、A司法書士と何ら交渉を持たなかったことなどが認められるのであって、本件貸金債権について、消滅時効期間が経過した原因が、Y及びA司法書士の言動のみであったものということもできない。

他方、A司法書士は、Xの問合せに対して、民事再生手続開始の申立てを準備中であることを告げるにとどまり、貸金業法21条1項柱書及び同項9号等に違反する可能性を示唆しながら、Xの訴えの提起を牽制していたような事情は認められない。また、A司法書士が、本件貸金債権について、消滅時効が完成した直後に時効を援用した事実も認められないことに照らすと、A司法書士が、本件受任通知書をXに送信した当初から、本件貸金債権について、時効期間を経過させ消滅時効によりYに債務を免れさせることを意図して、Xに対し上記認定のとおり対応をしていたとまでは認められない。

そうすると、上記認定のとおり、A司法書士が、Xからの問い合わせに対して複数回にわたり回答をしなかったり、民事再生手続開始の申立てを準備中であると回答しながら、長期間にわたり当該申立てをしなないなどその対応に不誠実な点がみられることを考慮に入れても、Yが、Xに対し、消滅時効を援用することが信義則に反するものとまでいうことはできない。」「以上によれば、本件貸金債権については、平成23年8月11日の経過をもって時効期間が経過し、Yが上記消滅時効を援用したことにより、本件貸金債権は消滅したから、Xの請求は理由がなく、これを棄却すべきである」（下線筆者）と判示して、Xの貸金請求を退けた。

三 研究

1 〔①事件〕判決・〔②事件〕判決・〔③事件〕判決の特徴

以上のとおり、〔①事件〕判決、〔②事件〕判決、〔③事件〕判決は、いずれも継続的な金銭消費貸借取引に係る貸金債権について債務者（借主）が貸金業者に対して消滅時効を援用することが信義則に反し権利の濫用として許されないかどうかという問題について検討、判断したものであったが、これを肯定したのが〔②事件〕判決、否定したのが〔①事件〕判決と〔③事件〕判決であった。つまり、〔②事件〕判決が、債務者（借主）による消滅時効の援用が信義則に反し権利の濫用にあたるとして、結果的に貸金業者による貸金の支払請求を認容したのに対して、〔①事件〕判決と〔③事件〕判決は、債務者（借主）による消滅時効の援用が信義則違反・権利の濫用にはあたらないとして、貸金債務の時効消滅を認めて貸金業者の貸金支払請求を退けたものということになる。

さて、そこで、これら三つの判決はどのようにしてこのような判断に立ち至ったのか、そして、その際に考慮された事情は一体何だったのだろうか。以下では、まず、その考慮事情を洗い出す作業から始めることにしよう。

2 三つの裁判例における考慮事情

しかし、信義則違反・権利濫用の判断に際して考慮されたとと思われる事情を洗い出す前に、まずは貸金業法（昭和58年5月13日制定、同年11月1日施行の「貸金業の規制等に関する法律」が平成18年法律第115号によって改正されたもの。以下では、改正の前後を問わず「貸金業法」という。）の取立て行為に対する規制（以下「取立規制」という。）について簡単に確認しておきたい。

貸金業法は、その21条に取立て行為を事細かに規定して特定の行為を規制の対象とするとともに、貸金業者がそれらの取立規制に違反して同条所定の

取立て行為をおこなった場合には懲役に処せられたり罰金が科せられたりするなどの罰則（同法47条の3第3号、49条第7号）も定めている。

本研究で検討対象としている裁判例において問題となっている貸金業法上の取立て行為は、21条第9号に定められている「債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があった場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること」であるが、このように、貸金業者である債権者（X）は借主である債務者（Y）に対して直接支払の請求をすることには一定の制約を受けており、そのような状況のなかで時効期間が経過したような場合に、果たして債務者Yが債権者Xに対して負う貸金債務につき消滅時効を援用しその債務を免れることが許されるかどうかの問題となっているといえるわけである。

それでは、具体的な考慮事情について見ていくことにしよう。

〔①事件〕判決においては、債務者（借主）による消滅時効の援用は信義則に反し権利の濫用にはあたらないと判断されている。そこには、債務者（借主）の代理人である弁護士が時効期間が経過する前の段階においてすでに、もし時効期間が経過すれば経過後は消滅時効を援用する予定であることを貸金業者に告げ、また貸金業者が訴訟を提起することに特に異存はない旨も伝えていたという事情が見受けられるが、特にこのような事情の存在が消滅時効の援用は信義則に反し権利の濫用にはあたらないとの判断に繋がったのではないかと考えられる。

しかしその一方で、債務者（借主）の代理人である弁護士が貸金業者に対して債務整理開始の通知をしたのち、破産申立ての予定であることを告げていたという事実もあった。これは、一見すると、貸金業者に対し、債務者（借主）に対する訴訟提起による債権回収のインセンティブを下げ、破産手続において債権回収を図るしかないであろうとの信頼形成の原因を与えている（諦めの感覚を惹起ないし強化している!?) ようにも見えるが、結果的に信義則違反・権利濫用の判断に影響を与える事実ではなかったということであろうか。

次に、〔③事件〕判決においては、その原審判決では消滅時効の援用が信義則に反し権利の濫用として許されないとされていたのに対して、債務者（借主）による消滅時効の援用は信義則に反し権利の濫用にはあたらないと判断され、結論が変更されている。そこでは、貸金業者による度重なる問い合わせに対して債務者（借主）の代理人である司法書士が複数回にわたり回答をしなかったり、民事再生手続開始の申立てを準備中であると回答しながら、長期間にわたってその申立てをおこなわなかったなど、司法書士の、債務者の代理人としての対応に不誠実な点が見られたことは確認されてはいるものの、それらは、その代理人が債務整理の受任通知書を貸金業者に送信した当初から、貸金債権について時効期間を経過させ、消滅時効の援用により債務者（借主）に債務を免れさせることを意図しての対応だったとまでは認められないとして、結局、消滅時効の援用が信義則に反するとはいえないと判断されている。また、この〔③事件〕判決が消滅時効の援用は信義則に反し権利の濫用として許されないと認められないとした考慮事情の一つとして、さらに、司法書士が債務整理のための受任通知書を貸金業者に送信したのち、貸金業者が幾度となく債務整理の進捗状況の問い合わせや連絡をお願いする旨の書面を送付していながら、どういう事情によるのかは不明であるが、貸金業者が時効期間の経過する前の約半年間においては司法書士と何ら交渉を

持っていなかったという債権者側の事情も、あわせて考慮されているのではないかということ指摘することができるのではなからうか。

こうして、〔③事件〕判決においては、貸金業者、債務者（およびその代理人である司法書士）双方の諸事情を総合考慮して、結果的に上記のような判断を下したものといえよう。

以上に対して、〔②事件〕判決は、債務者（借主）による消滅時効の援用が信義則に反し権利の濫用にあたるとして許されないと判断し、結果的に貸金業者の支払請求を認容した。そこでは一体どのような事情が特に重視されて消滅時効の援用が信義則に違反し権利の濫用として許されないと判断されたのだろうか。その考慮事情を洗い出してみることにしよう。

まず第一に、債務者（借主）の代理人である弁護士が貸金業者に対して送付した債務者（借主）の債務整理受任通知に、直接貸金業者が債務者本人や保証人に「請求」をする行為は貸金業法21条に違反するおそれがある旨の記載がされていたという事情を指摘することができよう。しかし、このような記載のある債務整理受任通知は、通常の受任通知書にも見受けられなくもないことから、これ自体が特に特殊な通知書の送付であったということはできないように思われる。したがって、この第一の考慮事情の存在が決定的となって信義則違反・権利濫用の判断に直接影響を与えたものとは考え難い。

そこで第二に、4年半以上にわたる貸金業者による照会に対して弁護士がほとんど回答をしていなかったにもかかわらず、平成19年10月4日に時効期間が満了した直後の同年10月22日に、ただちに消滅時効援用通知を貸金業者に送付しているという事情を挙げることができよう。これは、依頼者（債務者）の利益に資する委任事項の処理であったとはいえ、相手方から見た場合、適正な対応だったとは必ずしもいい難い面がある。しかも、その間、たとえば、平成14年暮れの貸金業者からの照会に対して、債務者（借主）の代理人である弁護士は、平成14年12月25日に「今日は業務終了。年明けには

きちんと連絡します。」などと述べていたにもかかわらず、弁護士は平成15年4月24日までの約5か月間一切連絡をしなかったり、また、債権調査が終了したのちに方針を決める旨貸金業者に述べたりしていたにもかかわらず、その後4年半以上もの間、債務者（借主）の債務整理について貸金業者に何ら処理方針を伝えたりすることもなかったという事情もあった。

これらの事情により、貸金業者は先ほどのような債務整理受任通知を受けて、債務者からの直接的な回収を諦め（!?）債務者（借主）の代理人である弁護士による債務整理手続を通して債権回収を図ることのほうを強く期待ないし信頼したとしても致し方のなかった面があったにもかかわらず、債務者（借主）による消滅時効の援用により、貸金業者のそのような期待や信頼が大きく裏切られた形となっているといえること、さらにまた、弁護士による前述の債務整理受任通知書の送付によって必ずしも債務者（借主）に対する訴訟提起自体が不可能となっているわけではなかったとしても、本件のようなケースにおいては、弁護士の送付した債務整理受任通知書の文言が、取立規制を利用して貸金業者による訴訟提起自体を逡巡させ、あるいは牽制する意味合いを帯びており、貸金業者に債務整理手続による解決を強く期待させるものであったと認められることから、債務整理受任通知を送付する時点から、すでに、貸金業者からの訴訟提起を妨げ、消滅時効の完成により債務者（借主）の貸金債務を免れさせる可能性が充分にあることを認識していたのではないかということが推認できる。

こうして、〔②事件〕判決では、第一の考慮事情に加え、以上の諸事情を総合考慮して、債務整理受任通知の送付当初から、債権者である貸金業者の訴訟提起等の時効中断措置を執ることを妨げる意図が認められたとし、債務者（借主）による消滅時効の援用を認めることが、社会的相当性を欠き、一般的に許容し難いと解されるような特段の事情があると判断されたものといえよう。

以上を要約すれば、債務者（借主）による消滅時効の援用が信義則に反し権利の濫用として許されないかどうかの点について、〔①事件〕判決、〔②事件〕判決、〔③事件〕判決は、実は共通して、債務者（借主）の代理人が債務整理受任通知を送付した当初から、貸金業者の有する貸金債権について消滅時効期間の経過を促進する意図の下にやり取りをおこないつつ時効期間を経過させ、さらに時効期間が経過した場合には消滅時効の援用によってその貸金債務を免れさせようとする意図も認められる特段の事情が見られるかどうかによって、消滅時効の援用が信義則違反・権利濫用にあたるかどうかの結論を導き出そうとしているということができるのである。

この点は、債権者は権利行使等の時効中断措置を執ろうと思えば執れたのに債務者が敢えてそれを妨害するような言動（態度）に出た結果、債権者による時効中断措置が執られず消滅時効期間が経過してしまったような場合に、債務者による消滅時効の援用を認めるのは妥当でないとして信義則違反・権利濫用を認める、従来からの判例の立場を踏襲しているものとも評することができる⁹⁾。

しかしながら、その一方で、債務者による積極的な時効中断措置の妨害はなくとも、債権者が権利行使等時効中断措置を執らずに消滅時効が完成してしまったことに無理からぬ・やむを得ない客観的な事情が存するような場合においても、消滅時効の援用が信義則に照らし認められないとされたケースも判例上多数存在している。

そこで、このような理論状況も踏まえて考えると、貸金業者の貸金債権について債務者（借主）による消滅時効の援用を信義則に反し権利の濫用として認めないかどうかを判断するに際しては、さらに別の特殊事情、すなわち、継続的な金銭消費貸借取引における貸金業者と債務者（借主）という契約当

⁹⁾ ここではいちいち引用しないが、先に紹介した消滅時効の援用と信義則・権利濫用に関する論稿の多くもこの点を指摘している。

事者の置かれている状況ないし当該法律関係の特質等も強く反映されているのではないかとも考えられる。

3 若干の考察

そこで次に、貸金業者が債務者（借主）に対して有する貸金債権について債務者（借主）が消滅時効を援用することが信義則に反し権利の濫用にあたるとして許されないかどうかという点に関して、その判断に少なからぬ影響を及ぼしているものと考えられる特殊事情、すなわち、継続的な金銭消費貸借取引における債権者たる貸金業者と債務者（借主）の置かれている状況ないしその法律関係の特質について、若干の考察を加えてみることにしたい。

というのも、この点は、先にも指摘したように、債務者（借主）側に（ここでは、実質的にはその代理人である司法書士や弁護士にであるが）、債務整理受任通知の送付時点からすでに、消滅時効の完成の促進、とりわけ貸金業者に対する時効中断措置を執ることに対する逡巡や牽制、それにとまなう債務整理手続の下での債権回収に対する期待の惹起や強化、時効が完成した場合における時効援用についての認識、そして実際に消滅時効を援用する、といった債務者（借主）側の一連の主観的態様が認められるかどうかという点と信義則違反・権利濫用の判断とが密接に関連しているのではないか、という点に大きく関わっているように思われるからである。

周知のとおり、消滅時効の援用が信義則に反し権利の濫用にあたるとして許されないとされた裁判例のなかには、このように、専ら消滅時効を援用する債務者側の時効完成前の主観的態様を決め手として信義則違反・権利濫用の問題を判断したと思われる裁判例が多数存在する一方で（悪意型や与因型）、両当事者の置かれている状況や時効援用までの経緯、さらには社会的な諸事情といった客観的の事情も考慮事情として取り込み、総合的、相関的に検討したうえで、消滅時効の援用を認めることが信義則の観点から客観的に見て公

平（衡平）の理念や実質的正義に悖ることになるということを理由に否定しているケースも散見され（正義公平（衡平）型）、さらに、そもそも、両当事者の客観的な利益衡量の視点から消滅時効の援用を否定ないし制限することが条理に適うとして両当事者間の利益調整の面から信義則違反・権利濫用を判断していると思われるケースも見られた（利益調整型）¹⁰⁰。

このような理論状況の下で、時効完成以前の債務者側の主観的事情を特に重視する悪意型（あるいは与因型）の判断枠組みからのみ判断しようとしているとすれば、本研究で検討対象とした三つのケースにおいては、やはり固有の特殊事情が存在していたのではないかということが推測されるわけである。

そこで最後に、その特殊事情としての、継続的な金銭消費貸借取引における債権者たる貸金業者および債務者（借主）の置かれている状況ないしその法律関係の特質について簡単に見てみることにしよう。

そうすると、そこには一回的な（単発の）金銭消費貸借契約とは明らかに異なる特徴が見られることを指摘することができるように思われる。それは以下のとおりである。

まず第一に、一回的な（単発の）金銭消費貸借契約の場合には、そこから発生する貸金債務については弁済期が経過してもその履行がなされない場合、別段の事情のない限り、そのこと自体でただちに消滅時効の進行が開始するのに対して、継続的な金銭消費貸借取引の場合においては、その取引の特質上、貸付限度額の範囲内で貸金債務の発生とその返済による消滅、貸金債務が残存したままでのさらなる貸付等が繰り返されることもあり、その結果、貸金債務の発生・消滅はもちろんのこと、残債務額の変動が当初より想定されている（その結果、場合によっては過払金の問題が発生することもある）。

¹⁰⁰ 以上について、さしあたり、石松・前掲注（7）「前掲論文」特に40頁以下を参照。

これにともない、貸金債務の履行に関しても、一回的な（単発の）金銭消費貸借契約の場合とは異なり、期限の利益喪失事由が別個に定められることが多い（本研究における検討裁判例の三つも、いずれもそうであった）。しかしその一方で、ひとたび債務者（借主）が期限の利益を喪失し司法書士や弁護士等の代理人への債務整理の委任がなされると、その一方当事者である貸金業者は、貸金業法の規制の下、受任通知の受信後は債務者（借主）と容易には接触することができない状況に置かれ、貸金業者が貸金債権回収のためにとり得る法的手出では一定の制約を受ける結果となっている。このことは、借主である債務者が期限の利益を失い債務不履行に陥ることにより、かえって、債権者たる貸金業者との関係が契約当初の当事者の関係とは異なる様相を呈する結果となっていることを意味しているともいうことができよう。

第二に、こうして貸金業者は債務者（借主）との直接的なやり取りが制限されることとなる結果、司法書士や弁護士といった代理人による債務整理手続のなかで貸金債権の回収を図ることを期待する（実質的には債務者（借主）からの直接の債権回収を逡巡し、あるいは諦める!?）ようになり、またそのように期待したとしてもやむを得ない・致し方のない面があること。

しかも第三に、そのような面があると指摘し得る事情として、さらに、訴訟提起等により時効中断措置を執るという点について、一回的な（単発の）金銭消費貸借契約の場合において債務者（借主）が弁済期を徒過した場合と比較して、貸金業法の規制の下、前述したように、少なからぬ制約を受けているうえに、代理人による牽制等によって時効中断措置を躊躇しあるいは差し控えるといったことも十分に起こり得る状況に立ち至っているという事情も重なっているように思われる。実際に〔②事件〕判決では、債務者（借主）の代理人である弁護士が債務整理受任通知のなかで貸金業者からの債務者（借主）に対する「請求」を牽制するものと受け取れるような文言を巧妙に盛り込んでいたともとれる事情が認められる。

以上の特質は、いずれも継続的な金銭消費貸借取引における当事者に固有の事情に由来するものといつてよかろう。したがって、ここでの消滅時効の援用が信義則に反し権利の濫用として許されないかどうかを判断するに際して、継続的な金銭消費貸借取引における契約当事者のこのような状況や当該法律関係の特質、そして、それと密接に関連して生じている主観的な諸事情を中心に検討されるようになってきているということも、それにとまなう当然の成り行きといふことができよう。

翻つて、信義則論の視点から眺めた場合に、信義則は一般に私法のすべての法領域を支配する一般的な原則であるといわれるが、しかしそうだとすても、信義則が支配しこれによって規律される主要な領域は、本来的には契約に基づく債権債務の関係で結ばれている者同士の間においてということのは確かであろう。そうすると、以上に指摘した継続的な金銭消費貸借取引における契約当事者の特質等に照らして、信義則の支配領域に関するこのような基本的発想が消滅時効の援用問題においても反映され、その結果として、債務整理受任通知の送付当初から、すでに、消滅時効の完成を促進し、時効完成後には消滅時効を援用するということについての認識を有し、そして時効期間が経過するやただちに消滅時効を援用する、といった債務者（借主）側の

⁽¹⁾ただし、本研究の事案のように、消滅時効の援用を否認ないし制限する際に、その理由づけとして信義則のほか権利の濫用もあわせて判示する裁判例も多く見受けられる。このことは、信義則と権利濫用の適用領域に関して厳密な考え方を採っていないのか、それとも、実は厳密な考え方に基ついたうえで重疊的に判示しているのか、という法理論的な問題を提起しているとも解される（なお、渡辺「前掲論文（上）、（下）」、松久「前掲論文」、七戸「前掲論文」等においては、すでにこの点についての指摘、考察がなされており、示唆に富む。）。翻つてさらに、たとえば、背信的悪意者排除論のように、信義則が理論的根拠づけとして活用されている法理論においては、対抗関係と位置づけられる紛争当事者間に契約に基づく債権債務の関係が存在しているわけではない。このように、契約に基づく債権債務の関係が見られない局面でも正面から信義則のみによる理由づけがなされているものは、ほかにも見受けられる。これらの問題は、信義則や権利濫用といった一般条項の適用領域に関する原理的な問題として、今後に残された重要課題といふことができるであろう。

一連の主観的態様が認められることが、信義則違反・権利濫用の判断に対して決定的な影響を与えているのではないかと見ることも、あながちの外れではないように思われる⁽¹¹⁾。

四 結びにかえて

消滅時効の援用が信義則に反し権利の濫用として許されないかどうかの問題に関して、これまでに登場した裁判例のなかにも、このように消滅時効を援用する債務者側の時効完成前の主観的態様を中心に据えて分類、整序し得る事例が多数登場していることは、前述したとおりであるが、本研究で検討した三つの裁判例もまた、契約に基づく債権債務の関係で結ばれている者同士の間か、それともそうではない者との間で問題となっているかということ、しかも債務不履行に陥った場合には契約当事者間の対等性がそれ以前に比べて著しく変化するという面も特に重視して消滅時効の援用問題を検討、判断してしかるべき特徴を有する事例群として捉えられているのではないかとということが窺える。

しかし、そうだとしても、継続的な金銭消費貸借取引に係る貸金債権について債務者（借主）が貸金業者に対して消滅時効を援用することが信義則上許されないかどうかをめぐって問題となる事例については、今後も、このような傾向で裁判例が展開していくのかどうかも含めて、その推移を注視していく必要がある。

消滅時効の援用が信義則に反し権利の濫用として許されないかどうかの問題に関する裁判例について、学説上その類型論は、本研究の最初にも触れたとおり、ほぼ定着を見ているように思われる。しかし、契約当事者の置かれている状況ないしその法律関係の特質という視点から、あらためて裁判例の分類、整序を試み、事例群の特徴づけや新たな判断枠組みの構築をおこなうことができれば、また、それによって将来新たに登場するであろう類似の事

例に対して一定の予測可能性を確保することができれば、ひいては信義則や権利の濫用といった一般条項の活用の際にその法的安定性に資することに繋がるのではないかと考えている。本研究はそのささやかな試みの一つにすぎなかった。今後の作業は他日を期したい。

（平成28（2016）年6月20日稿）